

**社会保険福祉協会編**  
**『ヨーロッパの高齢者住宅—イギリス・ドイツ・**  
**スウェーデン・ベルギー』**  
(財団法人 社会保険福祉協会, 1995年)

園 田 真理子

本書は、**社会保険福祉協会**の設立30周年を記念して行われた欧洲主要国における視察調査をもとに、イギリス、ドイツ、スウェーデン、ベルギーの4か国の高齢者居住施設の実例を紹介したものである。昨今の我が国における高齢化の一層の進展と、そこから自ずと波及する高齢者の居住問題の重要性に鑑み、欧洲の高齢先進国における実状を明らかにすることが意図されている。

ところで、異国間の比較を試みる場合、たとえ一見同じに考えられるものであっても、その文化的背景や社会経済状況の差異を前提に、それぞれの文脈の中で、その存在をとらえなければならぬことは言うまでもない。その結果、たとえ高齢者居住施設と一括されるものであっても、国によってその存在意義や社会で果たしている役割にずいぶんと違いがあることがわかつてくる。

本書では、この背景に関しては、各国別に既往文献をもとに概説されている。そして、むしろ力点が置かれているのは、それに続く写真を中心とした各種の高齢者居住施設の事例紹介の方である。したがって、本書を読み解くには、解説文やデータ等により頭でっかちに理解する

のではなく、美しく写し取られた写真の連続を目で楽しみ、体感しながら、それをもとに自分自身の中で、各國の高齢者の居住の実態を再構築するという態度が求められる。諸外国の高齢者をめぐる社会保障や居住に関する学術書が近年増えているが、それらの文字情報だけでは不足するものを、本書は補っている。

### I イギリスの高齢者住宅

イギリスの高齢者住宅は、シェルタード・ハウジングに代表される。シェルタード・ハウジングの基本要件は、①高齢者のみの集合住宅、②ワーデンと呼ばれる高齢者のための特別な管理人の配置、③高齢者向けに配慮された建物と住戸の設計、④居住者の住戸とワーデンをつなぐ緊急通報装置の設置の4つである。

このシェルタード・ハウジングは、1960年代後半から70年代前半にかけて、約50万戸も供給された。その主な供給主体は地方公共団体であった。しかし、1980年代に入って、サッチャー政権になると、住宅に関しても大きな政策転換が行われ、原則として公営住宅の新規建設は行われないことになった。それに代わるものとし

て、とられた施策は「ボランタリー組織への大規模移管」と言われるものである。これは、既設の公営住宅を民間の非営利の住宅協会に売却したり、公共的な住宅の新規建設を住宅協会に委ねるものである。したがって、シェルタード・ハウジングも、例外的に地方公共団体の直接建設が認められているにもかかわらず、近年、建設されるものでは、非営利の住宅協会等によるものが多くなっている。一方、近年、より富裕な高齢者層に対しては、民間の営利企業による高齢者住宅の供給が増えている。それらは一般的にはリタイアメント・ホームと呼ばれている。

このような状況を反映してか、本書で取り上げられている事例のうち、ロンドン近郊の前半4事例は、民間のディベロッパーによって供給されているリタイアメント・ホームの事例である。99年間もしくは125年間等の長期の利用権分譲方式により、その金額は日本円換算で千萬～千数百万円である。日本で対照するなら、ケア・ハウスと有料老人ホームもしくはシニア住宅の中間ということになろうが、併まいは日本のそれらとはかなり異なる。レンガ造の外装は重厚さがあり、周辺の町並みによく調和している。また、植栽等が豊富であり、ゆったりとした外部環境が魅力的である。

ユニークな事例としては、ロンドン中心部にあるサーバイトハウスが紹介されている。これはリンクド・スキームと言われるもので、シェルタード・ハウジングだけでなく、虚弱老人を対象とするレジデンシャル・ホームや、看護を中心とするナーシング・ホーム、通所施設であるデイ・ホスピタル等を複合して設置するものである。

その他に、スコットランド地方の事例として、エジンバラにある2事例が紹介されている。こ

れらはともにビールド住宅協会という非常利組織によって供給されているもので、サッチャー政権以降の政策転換の影響を受けていると見られる。写真で見る限り、ロンドン市域のものに比べると、空間的に一廻りゆったりとしているようである。

## II ドイツの高齢者住宅

ドイツでは、ケア・サービスが付帯した居住の場は、全て老人ホームの範疇に含められている。ドイツには、社会住宅という日本で言うところの公共的な住宅が数多くあり、それらの中にも老人向けに限定されたものがあるが、これらは原則としてケア・サービスの提供体制とは切り離されており、いわゆるケア付居住施設としては扱われていない。

老人ホームの種類としては、自立可能な老人を対象としたアルテンボーンハイム（老人居住ホーム）、低所得で虚弱な老人を対象としたアルテンハイム（老人ホーム）、より虚弱な老人を対象とし介護・看護サービスが提供されるアルテンクランクハイムもしくはアルテンプフレーゲハイム（老人介護ホーム）がある。さらに、これらの異なる種類のものが集積したメールグリートリッヒェ・インリッヒトゥンゲンという複合施設がある。

このような老人ホームを始めとする福祉施設の設立、管理・運営および市の委託を受けて福祉サービスを提供する主体は、ドイツの場合、福祉6団体に代表される民間の福祉団体である。市が直接経営する老人施設はドイツ全体で2割に満たないと書かれている。

本書で紹介されている事例は、4事例とも複合施設に該当するもので、老人ホームと老人介

護ホーム、あるいは老人居住ホームと老人介護ホームを組み合わせたものである。したがって、集積規模も100～200人程度とイギリスの事例に比べると大規模であり、中層建築物が多い。また、建築デザインもイギリスに比べるとモダンなものが多い。ただし、2つめの事例のセント・ヒルデガルディスハイムは設計者の新奇性をねらった建築デザインが使い手にとって大きな不満の元になっており、建築デザインのあり方を考えさせられる。4つめの事例のリヒターフェルデ高齢者ホームは民間企業によるもので、白壁のモダンなデザインで、設備等も充実しているようである。

各事例の解説文では、ドイツ流の入所に係る費用負担の仕組み－自己負担と社会扶助の仕組み、介護の程度と費用の関係等が興味深い。

### III スウェーデンの高齢者住宅

スウェーデンを代表する高齢者住宅は、サービスハウスである。サービスハウスは、ケア付の住宅であると同時に、デイセンター等の地域施設を複合し、利便性の高い所に立地するという特色がある。一方、スウェーデンでは、医療施設の方からも、プライバシーの確保、長期療養の環境改善を目的にアプローチがあり、個室化されたローカルナーシングホームに結実している。さらに、近年では、サービスハウスであっても、ローカルナーシングホームであっても、大規模に高齢者だけを集積させた居住環境は、高齢者の自立を阻害し、その存在を区別することに他ならないとの認識から、より小規模なものに、かつ地域に分散して立地するよう見直されている。その結果として、近年急速に増えているのが、痴呆性老人等を対象としたグル

ープ住宅である。

本書で紹介されているうち2事例は、このグループ住宅を老人ホームもしくはサービスハウスに併設したものである。写真からはかなり身体的に弱化した入居者が多いことがわかる。また、解説文の中で、興味深いのは、管理・運営をコムニーンが直接行うのではなく、民間委託によって経営の合理化と効率化を図る試みを開始しているという点である。その背景には、これまで県の管轄に合った医療事業が一括してコムニーンに移管されたことがあるらしい。これまでスウェーデンというと、即、公共直轄というイメージが強かったが、この変化は注意深く見守る必要があろう。

3つめの事例のハッレンは、サービスハウスやデイセンター等の他に作業療法所、理学療法所、地域保健医療センターまでも複合した大規模な施設である。

最後に、本書で取り上げられた事例の中でも、ひときわ興味深いのは、4つめの個人住宅の改造例である。花束を抱えた85歳のおばあさんの表情から、慣れ親しんだ家に住み続けられることの良さが窺われる。「生涯、自らの住宅で暮らすこと」というスウェーデンの社会住宅政策の最終目標は、これから我が国にとって、重要な課題であろう。

### おわりに

もう少し詳しく知りたい、図面が添付されていたならと思うところがなくはないが、少なくとも、高齢先進国と言われる欧米諸国の高齢者居住に関する真摯な取り組みと、それによって達成された豊かな居住空間の一端は、本書によって垣間見られる。

翻って日本の現状を考えると、安心で快適な高齢者居住の達成と、そのための高齢者住宅への取り組みはまだ始まったばかりである。試行錯誤の過程の中で、今すぐにはこのような写真集は作りにくい。近い将来、日本の高齢者住宅について、このような著作ができるなら、私たち

の社会が良い方向に向かっていることの証になるかもしれない。

(そのだ・まりこ

(財)日本建築センター建築技術研究所

非常勤主任研究員)